



事業者 電気・ガス料金 高騰対策支援金 — 申請の手引き —

<受付期間>

令和5年12月20日（水）から令和6年2月15日（木）まで

市川市事業者電気・ガス料金高騰対策支援金事務局

<受付時間> 9:00~17:00（土日祝日・12月29日~1月3日を除く）

<電話番号> 03-6628-5147

<メールアドレス> ichikawa-dg-hr@athuman.com

<令和5年12月20日版>

① 支援金の概要

電気料金及びガス料金の高騰の影響を受けた事業者の皆さまを支援し、事業継続への負担を軽減するため、「市川市事業者電気・ガス料金高騰対策支援金」を給付します。なお、本支援金については、第1弾（対象：令和4年4月分から令和4年8月分までの電気・ガス料金）及び第2弾（対象：令和4年9月分から令和5年3月分までの電気・ガス料金）の給付を行っていました。第1弾・第2弾を受給された方も、第3弾の申請が可能です。

給付対象者 下記のⅠ～Ⅴを全て満たす事業者の方が対象です。

- Ⅰ. 市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等であること。
- Ⅱ. 電気料金及びガス料金の高騰の影響を受け、事業継続への負担が生じた者であること。
- Ⅲ. 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - ア 令和5年3月以前から事業を行っている者にあつては、同年4月分から6月分までの電気料金及びガス料金（自動車の燃料費に係るものを除く。以下同じ。）の合計額が9万円以上であること。
 - イ 令和5年4月又は5月に開業等又は事業承継等をした者にあつては、開業した翌月から令和5年6月分まで（令和5年5月に開業等又は事業承継等をした者にあつては令和5年6月分のみ）の電気料金及びガス料金の合計が、給付要件（9万円）を対象月数で按分した額以上であること。（詳しくは4ページの下段を参照）
- Ⅳ. 事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の給付を受けた後も、引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- Ⅴ. 納期限の到来した市税（市外に本店を有する事業者又は市外に住所がある個人にあつては、当該本店又は住所がある市区町村税）を完納していること。

中小企業者等とは

中小企業基本法第2条第1項の表

業種	以下のいずれかを満たす者	
	資本金	従業員の数
小売業/飲食業	5,000万円以下	50人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援、医療福祉、その他）	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
ソフトウェア業/情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
その他（建設業、製造業、運輸業、鉱業、不動産業、旅行業、農林漁業、その他）	3億円以下	300人以下

同法に基づかない法人格を持つ法人（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、組合等）の場合も、業種ごとに規定される規模以下の場合には対象となります。

市川市事業者電気・ガス料金高騰対策支援金事務局

TEL : 03-6628-5147
メールアドレス : ichikawa-dg-hr@athuman.com
事務局開設期間 : 令和5年12月20日（水）～令和6年3月15日（金）
受付時間 : 9時00分～17時00分（土日祝日、12月29日～1月3日を除く）

② 支援金の申請方法、受付期間

以下のとおりオンライン又は郵送での受付を行います。
ご不明な点は、市へお問い合わせください。

■ オンライン受付について



こちらのURLからそれぞれの手続きに進み、必要事項を入力してください。

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/eco05/0000442117.html>

■ 郵送受付について

【郵送先】

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-12-24 東建・長井ビル2階
市川市事業者電気・ガス料金高騰対策支援金事務局

※必要に応じて、専用宛名ラベル（最終ページ）をご利用ください。

■ 受付期間

令和5年12月20日（水）から 令和6年2月15日（木）まで

- オンラインの場合： 令和6年2月15日（木）23時59分まで
- 郵送の場合： 令和6年2月15日（木）消印有効

③ 支援金を申請できるか確認

STEP1 給付対象要件の確認

給付対象者に関する要件は下記のとおりです。

要件	はい	いいえ
市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等である。 (中小企業者等に該当するかは、本手引きの1ページを参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
電気料金及びガス料金の高騰の影響を受け、事業継続への負担が生じている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
令和5年3月以前から事業を行っている者であって、令和5年4月分から6月分までの電気料金及びガス料金（自動車の燃料費に係るものを除く。）の合計額が9万円以上である。 (令和5年4月又は5月に事業を開始した事業者の場合は、4ページの下段及び5ページを参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の給付を受けた後も、引き続き市内で事業を継続する意思がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
納期限の到来した市税（市外に本店を有する事業者又は市外に住所がある個人にあっては、当該本店又は住所がある市区町村税）を完納している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
以下の、給付対象外となる要件に該当しない。 ・本市が実施する市川市障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金及び市川市介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金の給付対象者 ・雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者又は健康保険法その他の医療保険に関する法律の被扶養者 ・法人税法第2条第5号に規定する公共法人 ・性風俗関連特殊営業又は店舗型性風俗特殊営業に係る接客業務受託営業を行う者 ・宗教上の組織又は団体 ・政治団体 ・市川市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者 ・法人であって、その役員のうち暴力団員等又は暴力団密接関係者があるもの ・破産手続開始の決定を受けた者 ・令和5年4月から6月までを対象とする本支援金の給付を一度受けた者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	全て☑ ↓ STEP2へ	1つでも☑ ↓ 対象外

③ 支援金を申請できるか確認

STEP2 給付額の確認

STEP1で給付対象要件を確認したうえで、下記の表を参考に、申請できる金額を確認してください。

令和5年4月分から6月分までの電気料金及びガス料金（※）の支払額の合計	申請できる金額
9万円以上15万円未満	1万5,300円
15万円以上30万円未満	2万5,500円
30万円以上45万円未満	5万1,000円
45万円以上	7万6,500円

電気料金及びガス料金の支払額の合計が9万円に満たない場合は、対象外。

※ ガス料金とは、自動車の燃料費に係るものを除いたものをいいます。

令和5年4月又は5月に開業した場合の例

- 支払額の合計が、給付要件（9万円）を対象月数で按分した額以上となった場合、本支援金の対象となります。
- 給付額は、対象月数で按分した額となります。

<開業日> 令和5年4月15日

<対象月数> 2か月（令和5年5月～6月分）

<電気・ガス料金の支払実績>

月	4月分	5月分	6月分	計
支払額	4万円 (開業月は支援対象外)	3万円	5万円	8万円 (A)

<給付対象者の判定>

合計額 8万円 …(A)

9万円（給付要件）×（2か月/3か月） = 6万円 …(B)

8万円 (A) ≥ 6万円 (B) ➡ **給付対象**

<給付額>

1万5,300円×（2か月/3か月） = 1万200円

④ 給付対象者の特例

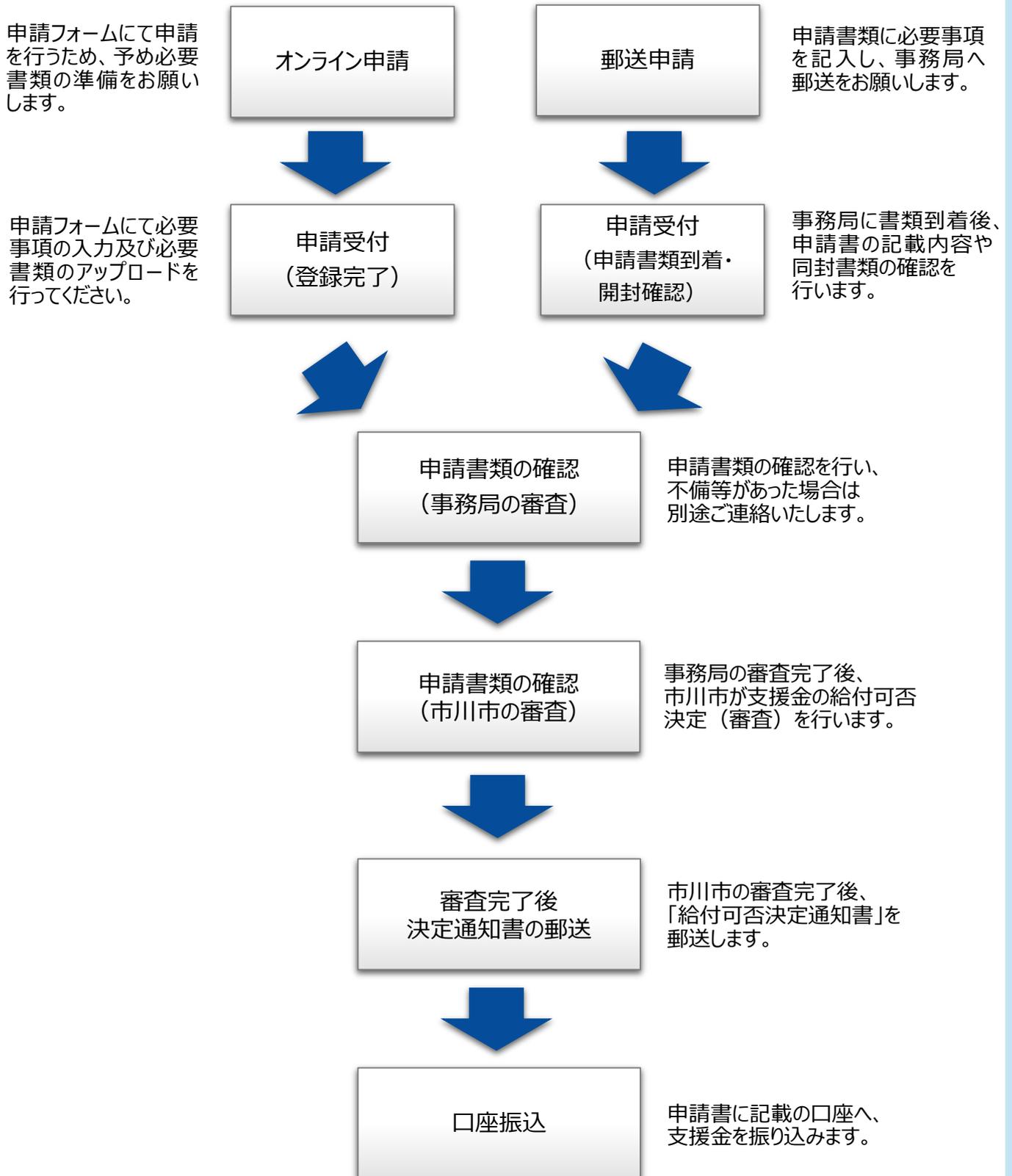


新規開業や事業承継などの場合は、下記により、支援金の給付判定を受けることができます。

	内容
<input checked="" type="checkbox"/> 新規開業	(令和5年4月又は5月に設立した中小企業又は開業した個人) ⇒ 開業月の翌月分から令和5年6月分まで(令和5年5月に開業した場合は令和5年6月分のみ)の電気・ガス料金の支払額の合計が対象
<input checked="" type="checkbox"/> 事業承継	(令和5年4月又は5月に事業承継した中小企業又は個人事業主) ⇒ 令和5年4月分から6月分までの、事業承継前の事業者の電気・ガス料金と事業承継後の事業者との電気・ガス料金の支払額の合計が対象
<input checked="" type="checkbox"/> 一部の事業承継	(令和5年4月又は5月にM&A等の第三者による事業承継を行った中小企業又は個人事業主) ⇒ 事業承継を行った月の翌月分から令和5年6月分まで(令和5年5月に事業承継をした場合は令和5年6月分のみ)の電気・ガス料金の支払額の合計が対象
<input checked="" type="checkbox"/> 法人成り	(令和5年4月又は5月に個人事業主から法人成りした中小企業等) ⇒ 令和5年4月分から6月分までの、法人化前の個人事業主の電気・ガス料金と法人成りした後の中小企業等の電気・ガス料金の支払額の合計が対象
<input checked="" type="checkbox"/> 個人成り	(令和5年4月又は5月に法人から個人成りした個人事業主) ⇒ 令和5年4月分から6月分までの、個人化前の中小企業等の電気・ガス料金と個人成りした後の個人事業主の電気・ガス料金の支払額の合計が対象

⑤申請から給付までの流れ

申請から給付までのおおまかな流れは、下記のとおりです。



⑥必要書類一覧表

必要書類	法人		個人		
	確定申告あり	確定申告不要	青色申告	白色申告	確定申告不要
【郵送申請の場合のみ提出】 事業者電気・ガス料金高騰対策支援金申請書兼請求書 (様式第1号)	○	○	○	○	○
誓約書・同意書 (様式第2号)	○	○	○	○	○
電気・ガス料金の領収書 (令和5年4月～6月分)	○	○	○	○	○
直近の法人税の確定申告書別表一の控え	○				
直近の法人事業概況説明書の控え (1枚目)	○				
事業報告書、貸借対照表 等 ・NPO法人 (事業報告書) ・社会福祉法人 (事業活動計算書)、 ・公益財団/社団法人 (正味財産増減計算書) など		○			
令和4年分所得税確定申告書第一表の控え			○	○	○
令和4年分所得税の青色申告決算書の控え			○		
令和4年分所得税の収支内訳書の控え				○	
市内で事業を行っていることがわかる書類 (開業届、許認可証、事業所に係る契約書 等)					○
履歴事項全部証明書 (3か月以内に発行されており、かつ申請時の代表者氏名の 記載のあるもの)	○	○			
本人確認書類の写し (原則、顔写真付きのもの) (P.15参照)			○	○	○
申請者名義の国民健康保険証の写し (有効期限内であるものに限る)			○	○	○

**過去に本支援金（第1弾又は第2弾）を申請した方は、
添付書類を省略することができます**

⑥必要書類一覧表（特例該当者）

※令和5年4月又は5月に、開業、法人設立、事業継承、法人成り、個人成りした場合は、前ページの書類に加えて、下記の書類をご提出ください。

項目	区分	法人		個人		
		確定申告あり	確定申告不要	青色申告	白色申告	確定申告不要
新規開業	開業届（所得税法）				○	
	法人設立届出書（法人税法）等	○				
事業承継等	開業届（所得税法）				○	
	法人設立届出書（法人税法）	○				
	事業承継等をした者の直近の法人税の確定申告書	○				
	事業承継等をした者の直近の確定申告書				○	
法人成り	法人設立届出書（法人税法）	○				
	令和4年分の個人（代表者）確定申告書	○				
個人成り	開業届（所得税法）				○	
	【会社を解散・清算した場合】閉鎖事項証明書				○	
	【会社を休眠した場合】異動届出書				○	

過去に本支援金（第1弾又は第2弾）を申請した方は、添付書類を省略することができます

⑥必要書類一覧表（共通書類）

必要書類	法人		個人		
	確定申告あり	確定申告不要	青色申告	白色申告	確定申告不要
振込先口座が法人名義・本人名義の場合					
通帳表紙の裏面又はキャッシュカードの写し	○	○	○	○	○
振込先口座が法人名義・本人名義以外の場合					
委任状	○	○	○	○	○
通帳表紙の裏面又はキャッシュカードの写し	○	○	○	○	○

**過去に本支援金（第1弾又は第2弾）を申請した方は、
添付書類を省略することができます**

通帳の写し

金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるよう、スキャン又は撮影をしてください。

紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳の画面等の画像を提出してください。

同様に、当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳 画面コピー



※カナ名義であることをご確認ください

⑦ 提出書類見本（電気・ガス料金の領収証）

2点書類が必要です

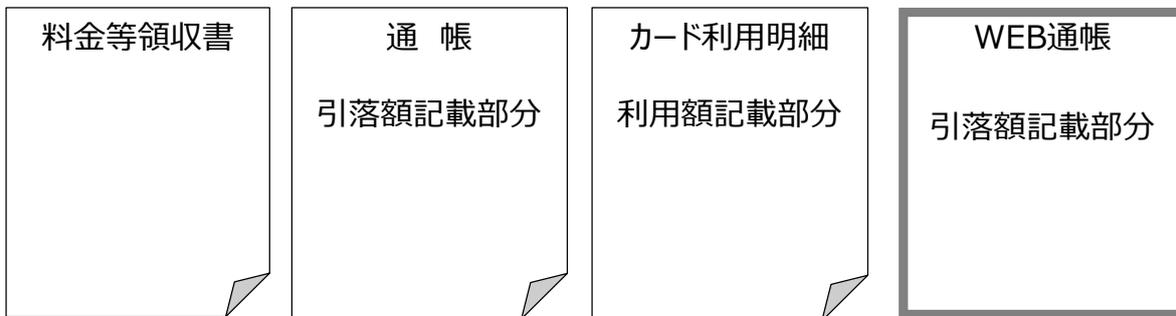
- ① 事業に使用した電気・ガス料金がかかる書類
- ② 実際に支払ったことがわかる書類

① 電気・ガス料金（○年○月分）がわかるもの（例）



※WEB上の画面コピーや写真でも、金額がわかれば結構です

② 実際に支払ったことがわかるもの（例）

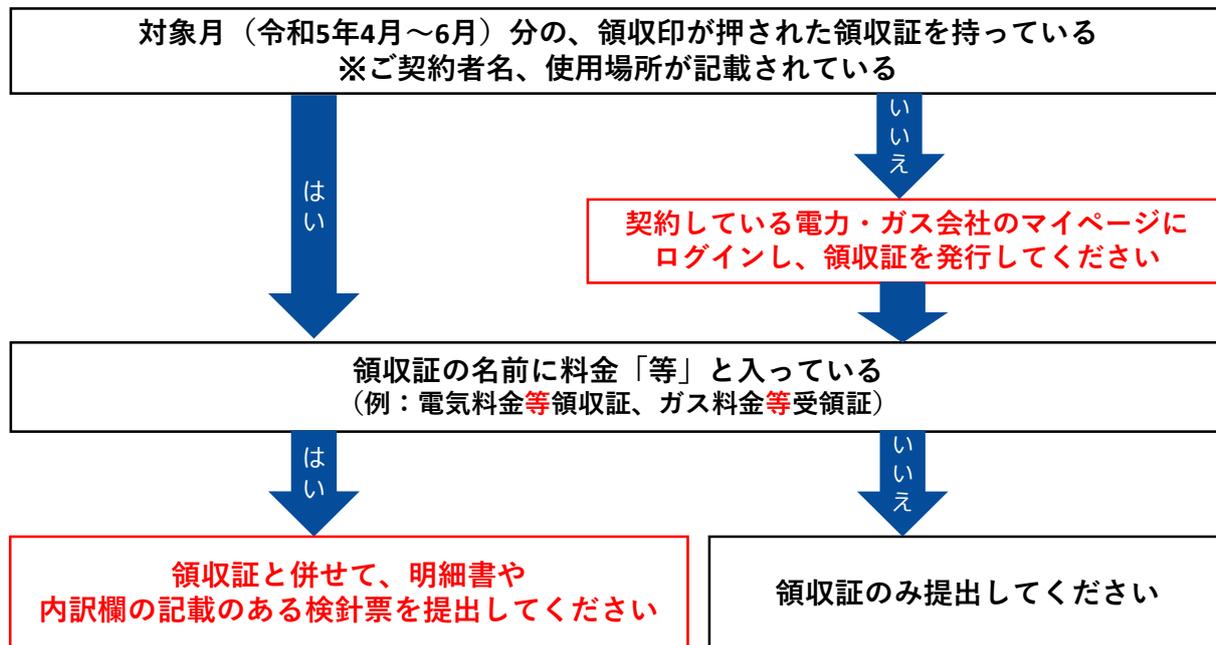


明細書に電気料金「等」と記載されている場合のみ、料金内訳欄が必須となります

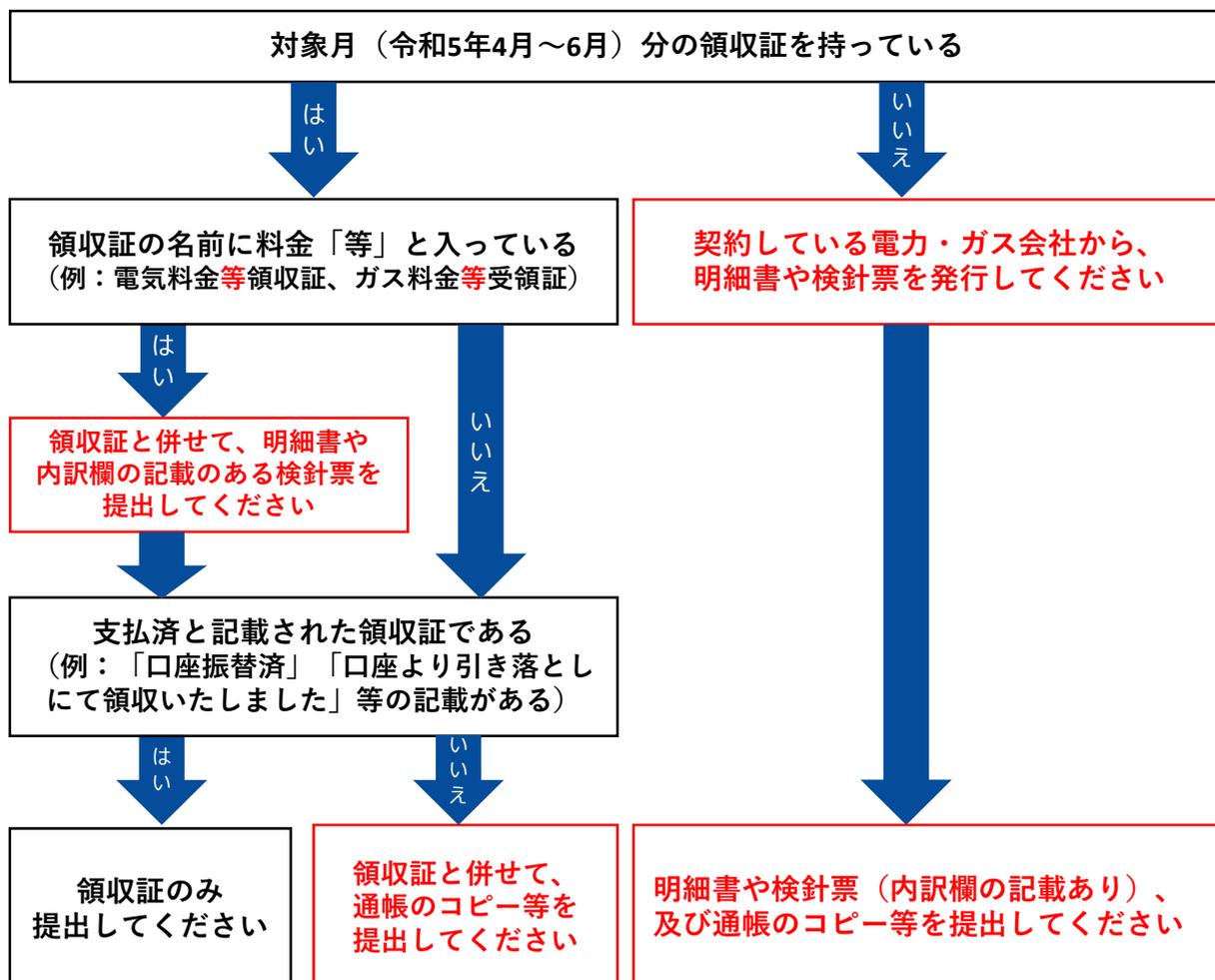
1枚の書類で①と②が確認できる場合は、1点のみの提出でかまいません

⑦ 提出書類フローチャート（電気・ガス料金の領収証）

支払方法が払込用紙の場合



支払方法が口座振替、クレジットカードの場合



7 提出書類見本（個人の場合）

申告書B

申告書A

直近の所得税確定申告書第一表の控え（1枚目）

直近の所得税の青色申告決算書の控え（1枚目）

直近の所得税の収支内訳書の控え（1枚目）

7 提出書類見本 (法人の場合)

令和 年 月 日 事業年度の法人税 申告書 別表一

課税地 法人区分 事業種別 業種番号 申告番号 通番番号

納税地 法人名 代表者氏名 代表者住所

平成・令和 年 月 日 事業年度の法人税 申告書 別表一

1	所得金額又は所得金額等	17	所得金額等
2	法人税額	18	法人税額
3	法人税額控除額	19	法人税額控除額
4	法人税額控除額	20	法人税額控除額
5	法人税額控除額	21	法人税額控除額
6	法人税額控除額	22	法人税額控除額
7	法人税額控除額	23	法人税額控除額
8	法人税額控除額	24	法人税額控除額
9	法人税額控除額	25	法人税額控除額
10	法人税額控除額	26	法人税額控除額
11	法人税額控除額	27	法人税額控除額
12	法人税額控除額	28	法人税額控除額
13	法人税額控除額	29	法人税額控除額
14	法人税額控除額	30	法人税額控除額
15	法人税額控除額	31	法人税額控除額
16	法人税額控除額	32	法人税額控除額
17	法人税額控除額	33	法人税額控除額
18	法人税額控除額	34	法人税額控除額
19	法人税額控除額	35	法人税額控除額
20	法人税額控除額	36	法人税額控除額
21	法人税額控除額	37	法人税額控除額
22	法人税額控除額	38	法人税額控除額
23	法人税額控除額	39	法人税額控除額
24	法人税額控除額	40	法人税額控除額
25	法人税額控除額	41	法人税額控除額
26	法人税額控除額	42	法人税額控除額
27	法人税額控除額	43	法人税額控除額
28	法人税額控除額	44	法人税額控除額
29	法人税額控除額	45	法人税額控除額
30	法人税額控除額	46	法人税額控除額
31	法人税額控除額	47	法人税額控除額
32	法人税額控除額	48	法人税額控除額
33	法人税額控除額	49	法人税額控除額
34	法人税額控除額	50	法人税額控除額
35	法人税額控除額	51	法人税額控除額
36	法人税額控除額	52	法人税額控除額
37	法人税額控除額	53	法人税額控除額
38	法人税額控除額	54	法人税額控除額
39	法人税額控除額	55	法人税額控除額
40	法人税額控除額	56	法人税額控除額
41	法人税額控除額	57	法人税額控除額
42	法人税額控除額	58	法人税額控除額
43	法人税額控除額	59	法人税額控除額
44	法人税額控除額	60	法人税額控除額
45	法人税額控除額	61	法人税額控除額
46	法人税額控除額	62	法人税額控除額
47	法人税額控除額	63	法人税額控除額
48	法人税額控除額	64	法人税額控除額
49	法人税額控除額	65	法人税額控除額
50	法人税額控除額	66	法人税額控除額
51	法人税額控除額	67	法人税額控除額
52	法人税額控除額	68	法人税額控除額
53	法人税額控除額	69	法人税額控除額
54	法人税額控除額	70	法人税額控除額
55	法人税額控除額	71	法人税額控除額
56	法人税額控除額	72	法人税額控除額
57	法人税額控除額	73	法人税額控除額
58	法人税額控除額	74	法人税額控除額
59	法人税額控除額	75	法人税額控除額
60	法人税額控除額	76	法人税額控除額
61	法人税額控除額	77	法人税額控除額
62	法人税額控除額	78	法人税額控除額
63	法人税額控除額	79	法人税額控除額
64	法人税額控除額	80	法人税額控除額
65	法人税額控除額	81	法人税額控除額
66	法人税額控除額	82	法人税額控除額
67	法人税額控除額	83	法人税額控除額
68	法人税額控除額	84	法人税額控除額
69	法人税額控除額	85	法人税額控除額
70	法人税額控除額	86	法人税額控除額
71	法人税額控除額	87	法人税額控除額
72	法人税額控除額	88	法人税額控除額
73	法人税額控除額	89	法人税額控除額
74	法人税額控除額	90	法人税額控除額
75	法人税額控除額	91	法人税額控除額
76	法人税額控除額	92	法人税額控除額
77	法人税額控除額	93	法人税額控除額
78	法人税額控除額	94	法人税額控除額
79	法人税額控除額	95	法人税額控除額
80	法人税額控除額	96	法人税額控除額
81	法人税額控除額	97	法人税額控除額
82	法人税額控除額	98	法人税額控除額
83	法人税額控除額	99	法人税額控除額
84	法人税額控除額	100	法人税額控除額

法人税の確定申告書別表一の控え

令和 年 月 日 法人設立届出書

納税地 法人名 法人番号 代表者氏名 代表者住所

設立年月日 令和 年 月 日 事業年度(自) 月 日(至) 月 日

設立時の資本金 円 消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日 令和 年 月 日

事業の目的 (現に営んでいる又は営む予定のもの)

支店・出張所・工場等

設立の形態

1 個人企業を法人組織とした法人である場合
2 合併により設立した法人である場合
3 分割分限により設立した法人である場合
4 現物出資により設立した法人である場合
5 その他

設立の形態が2~4である場合の連絡区分 連絡・その他

事業開始(見込み)年月日 令和 年 月 日

「給与支払事務所の開設届出書」提出の有無 有・無

氏名 事務所所在地 電話()

税理士署名

送附 年月日 印鑑

法人設立届出書

令和 年 月 日 法人事業概況説明書

1 事業内容

2 常勤役員

3 役員報酬

4 役員報酬

5 役員報酬

6 役員報酬

7 役員報酬

8 役員報酬

9 役員報酬

10 役員報酬

11 役員報酬

12 役員報酬

13 役員報酬

14 役員報酬

15 役員報酬

16 役員報酬

17 役員報酬

18 役員報酬

19 役員報酬

20 役員報酬

21 役員報酬

22 役員報酬

23 役員報酬

24 役員報酬

25 役員報酬

26 役員報酬

27 役員報酬

28 役員報酬

29 役員報酬

30 役員報酬

31 役員報酬

32 役員報酬

33 役員報酬

34 役員報酬

35 役員報酬

36 役員報酬

37 役員報酬

38 役員報酬

39 役員報酬

40 役員報酬

41 役員報酬

42 役員報酬

43 役員報酬

44 役員報酬

45 役員報酬

46 役員報酬

47 役員報酬

48 役員報酬

49 役員報酬

50 役員報酬

51 役員報酬

52 役員報酬

53 役員報酬

54 役員報酬

55 役員報酬

56 役員報酬

57 役員報酬

58 役員報酬

59 役員報酬

60 役員報酬

61 役員報酬

62 役員報酬

63 役員報酬

64 役員報酬

65 役員報酬

66 役員報酬

67 役員報酬

68 役員報酬

69 役員報酬

70 役員報酬

71 役員報酬

72 役員報酬

73 役員報酬

74 役員報酬

75 役員報酬

76 役員報酬

77 役員報酬

78 役員報酬

79 役員報酬

80 役員報酬

81 役員報酬

82 役員報酬

83 役員報酬

84 役員報酬

85 役員報酬

86 役員報酬

87 役員報酬

88 役員報酬

89 役員報酬

90 役員報酬

91 役員報酬

92 役員報酬

93 役員報酬

94 役員報酬

95 役員報酬

96 役員報酬

97 役員報酬

98 役員報酬

99 役員報酬

100 役員報酬

法人事業概況説明書の控え (1枚目)

履歴事項全部証明書

千葉県市川市八幡1-1-1 株式会社市川市役所

会社法人等番号 XXXX-XXXX-XXXX

商号 株式会社市川市役所

本店 千葉県市川市八幡1丁目1番号

公費をする方法 官報に掲載する。

会社成立の年月日 令和3年1月1日

目的

1. 飲食店の運営
2. 不動産の賃貸及び管理
3. 前各号に付帯関連する一切の業務

発行可能株式総数 200株

発行済株式の総数並びに種類及び数 発行済株式の総数 2株

資本金の額 金10万円

株式の譲渡制限に関する規定 当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。

役員に関する事項 取締役 市川 太郎

代表取締役 市川 太郎

登記記録に関する事項 設立 令和3年1月1日登記

整理番号 M938494 * 下線のあるものは注記事項であることを示す。 1/2

履歴事項全部証明書

⑦ 提出書類見本（個人の場合）

本人確認書類

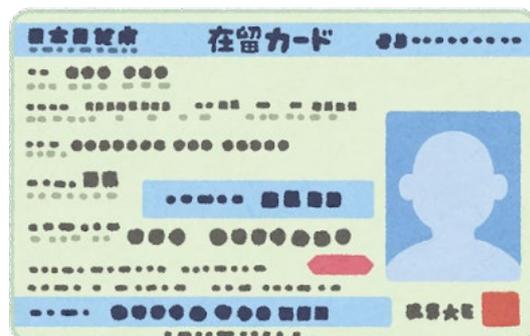
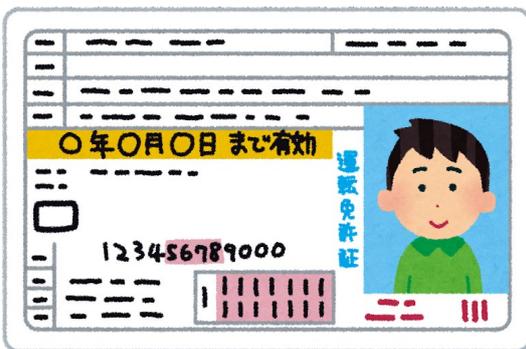
下記のいずれかの写しを、住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- 運転免許証 両面（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能）
- 個人番号カード（オモテ面のみ）
- 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）

なお、上記本人確認書類を保有していない場合は、下記（1）又は（2）で代替することができるものとします。

- (1) 住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）
 - (2) 住民票の写し及び各種健康保険証 両面
- ※ 各種健康保険証は「記号」、「番号」、「保険者番号」、「二次元コード」が見えないようマスキングしてください。

- ※ いずれの場合も、申請を行う月において有効なものであり、かつ記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります。



⑧記入例 様式第1号（第7条関係）※一般法人の例

様式第1号（第7条関係）（その1）

事業者電気・ガス料金高騰対策支援金申請書兼請求書

2023年 12月 20日

市川市長

（申請者）

本店又は主たる事業所の
所在地を記入してください
（個人の場合における
「住所」ではありません）

所在地（事業所）	〒272-8501 市川市八幡 1-1-1
名称（屋号）	株式会社市川市役所
代表者職・氏名	代表取締役 市川 太郎
代表電話番号	047-×××-××××
フリガナ	イチカワ ジロウ
担当者名	市川 次郎
担当者電話番号	047-×××-××××
メールアドレス	ichikawa@city.com

事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の給付を受けたいので、下記のとおり申請し、併せて、支援金の給付の対象となる電気料金及びガス料金（自動車の燃料費に係るものを除く。）の額を報告します。

また、支援金の交付を可とする旨の決定を受けたときは、その全額を下記に指定する口座に振り込んでください。

記

個人の場合は、自宅の住所を記入してください

（申請者の概要）

申請者種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人
	<input type="checkbox"/> 個人
	生年月日 (西暦) 年 月 日 住 所 〒 -

（資本金、従業員数のいずれかが括弧内の範囲となる法人又は個人が対象です（中小企業基本法第2条第1項）。）

申請者の業種	資本金	従業員の数
<input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食業	円 (5,000万円以下)	人 (50人以下)
<input type="checkbox"/> 卸売業	円 (1億円以下)	人 (100人以下)
サービス業（ <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、 <input type="checkbox"/> 娯楽業、 <input type="checkbox"/> 教育、 学習支援、 <input type="checkbox"/> 医療福祉、 <input type="checkbox"/> その他）	円 (5,000万円以下)	人 (100人以下)
<input type="checkbox"/> 旅館業	円 (5,000万円以下)	人 (200人以下)
<input type="checkbox"/> ソフトウェア業/情報処理サービス業	円 (3億円以下)	人 (300人以下)
その他（ <input type="checkbox"/> 建設業、 <input checked="" type="checkbox"/> 製造業、 <input type="checkbox"/> 運輸業、 <input type="checkbox"/> 鉱業、 <input type="checkbox"/> 不動産業、 <input type="checkbox"/> 旅行業、 <input type="checkbox"/> 農林漁業、 <input type="checkbox"/> ※その他（ ））	5,000万 円 (3億円以下)	250 人 (300人以下)

※ 特定非営利活動法人、医療法人等の場合は、上記に準じて記入してください。

⑧記入例 様式第1号（第7条関係） ※一般法人の例

様式第1号（第7条関係）（その2）

（令和5年3月以前から事業を行っている場合）

1 電気料金及びガス料金の状況（自動車の燃料費に係るものを除く。）

月	①電気料金	②ガス料金	③合計（①+②）
令和5年4月分	27,321円	11,114円	38,435円
令和5年5月分	27,831円	10,405円	38,236円
令和5年6月分	26,111円	10,127円	36,238円
合計	81,263円	31,646円	112,909円（A）

2 支援金申請（請求）額

電気・ガス料金の領収書等をもとに、
1円単位まで正確な金額を記入してください

該当するものにチェックをしてください。

電気・ガス料金の合計額（A）	支援金申請（請求）額
9万円以上15万円未満	<input checked="" type="checkbox"/> 15,300円
15万円以上30万円未満	<input type="checkbox"/> 25,500円
30万円以上45万円未満	<input type="checkbox"/> 51,000円
45万円以上	<input type="checkbox"/> 76,500円

3 振込先

通帳裏面と同じ名義を記入してください

金融機関コード	1 1 1 1	金融機関名	市川銀行							
支店コード	1 1 1	支店名	市川支店							
種別	普通・当座	口座番号	0	1	2	3	4	5	6	
口座名義人（カナ）	カ	イ	チ	カ	ワ	シ	ヤ	ク	シ	ヨ

【注意事項】

- 申請者名義以外の振込先口座の場合は、別途「委任状」を提出してください。
- 口座番号が7桁に満たない場合は、頭に「0」をつけて7桁にしてください。

⑧記入例 様式第1号（第7条関係） ※一般法人の例

様式第1号（第7条関係）（その4）

（添付書類）

(1) 法人の場合

過去に本支援金（第1弾又は第2弾）の申請をした方は添付書類を省略することができます
省略する場合は、「省略」欄の□にチェックを入れてください

※ 過去に本支援金を申請した方は、以下の「省略」欄にチェックを入れ、添付資料を省略することができます。

No.	提出書類	添付	省略
1	誓約書・同意書（様式第2号）	<input checked="" type="checkbox"/>	/
2	履歴事項全部証明書（3箇月以内に発行されており、かつ申請時の代表者氏名の記載のあるもの）	<input checked="" type="checkbox"/>	/
3	① 市川市内に本店又は主たる事業所を有していることを証明する書類の写し ② 事業規模（資本金の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数）及び業種が確認できる書類の写し	<確定申告を行っている法人の場合> ア 直近の法人税の確定申告書別表一の控え イ 直近の法人事業概況説明書の控え	/
		<特定非営利活動法人等で確定申告を要しない場合> ア 履歴事項証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類 イ 事業報告書や貸借対照表（資本金の額や常時使用する従業員数が確認できる書類）等	<input checked="" type="checkbox"/> □
4	令和5年4月分から同年6月分までの電気料金及びガス料金が確認できる資料	令和5年4月分から同年6月分までの電気料金及びガス料金の領収書等	<input checked="" type="checkbox"/> /
5	支援金の振込先金融機関名、支店名、口座番号、口座種別及び口座名義人が確認できるものの写し	<振込先口座が法人名義の場合> ・通帳表紙の裏面又はキャッシュカードの写し 等	/
		<振込先口座が法人名義以外の場合> ア 委任状（①委任者（申請者の名前・住所を記載）、②受任者（振込先名義人の名前・住所を記載）、③委任の文言） イ 通帳表紙の裏面又はキャッシュカードの写し	<input checked="" type="checkbox"/> □

<開業者の場合>

6	開業者であることが確認できる書類の写し	・法人設立届出書（法人税法）等	<input checked="" type="checkbox"/> □
---	---------------------	-----------------	---------------------------------------

<事業承継、法人成り等があった場合>

7	事業承継等をしたことが確認できる書類の写し	<被承継人> 法人設立届出書（法人税法）、履歴事項証明書 等	<input checked="" type="checkbox"/> □
		<承継人> 事業承継等をした者の直近の確定申告書	

⑧記入例 様式第1号（第7条関係） ※個人の例

過去に本支援金（第1弾又は第2弾）の
申請をした方は添付書類を省略することができます
省略する場合は、「省略」欄の□にチェックを入れてください

(2) 個人の場合

※ 過去に本支援金を申請した方は、以下の「省略」欄にチェックを入れ、
添付資料を省略することができます。

No.	提出書類	添付	省略	
1	誓約書・同意書（様式第2号）	<input checked="" type="checkbox"/>	/	
2	申請者名義の国民健康保険証（有効期限内であるものに限る）	<input checked="" type="checkbox"/>	/	
3	本人確認書類（運転免許証、パスポート等）の写し（有効期限内であるものに限る）	<input checked="" type="checkbox"/>	/	
4	①市川市内に本店又は主たる事業所を有していることを証明する書類の写し ②事業規模（常時使用する従業員の数）及び業種が確認できる書類の写し	<青色申告の場合>（令和4年分） ア 所得税確定申告書第一表の控え イ 所得税の青色申告決算書の控え	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<白色申告の場合>（令和4年分） ア 所得税確定申告書第一表の控え イ 所得税の収支内訳書の控え		
		<事業収入を給与収入や雑収入で申告している場合>（令和4年分） ア 所得税確定申告書第一表の控え イ 生業として続けている事業であることを示す書類（契約書等の写し）		
		<確定申告を要さない場合>（令和4年度分） ア 市民税・県民税申告書の控え（両面） イ 市民税県民税申告書の収支内訳書の控え ウ 市内で事業を行っていることがわかる書類（開業届、許認可証、事業所等に係る契約書等の写し）		
5	令和5年4月分から同年6月分までの電気料金及びガス料金が確認できる資料	<input checked="" type="checkbox"/>	/	
6	支援金の振込先金融機関名、支店名、口座番号、口座種別及び口座名義人が確認できるものの写し	<振込先口座が本人名義の場合> 通帳表紙の裏面又はキャッシュカードの写し等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<振込先口座が本人名義以外の場合> ア 委任状（①委任者（申請者の名前・住所を記載）、②受任者（振込先名義人の名前・住所を記載）、③委任の文言） イ 通帳表紙の裏面又はキャッシュカードの写し等		
<開業者の場合>				
7	開業者であることが確認できる書類の写し	開業届（所得税法）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<事業承継、個人成り等があった場合>				
8	事業承継等をしたことが確認できる書類の写し	<被承継人> 開業届（所得税法）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<承継人> 事業承継等をした者の直近の確定申告書		

⑧記入例 様式第2号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

誓約書・同意書

以下の内容を確認し、いずれかにチェックをしてください。

はい	いいえ	誓約・同意事項
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 申請内容に虚偽はありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 本支援金の給付後も、引き続き市川市内で事業継続の意思があります。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 納期限の到来した市税（市外に本店を有する事業者又は市外に住所がある個人にあっては、当該本店又は住所がある市区町村の市区町村税）を完納しています。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 電気料金及びガス料金の高騰の影響により事業継続への負担が生じています。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 市川市が実施する市川市障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金及び市川市介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金の対象ではありません。また、市長がこれらの支援金の給付状況を確認することについて同意します。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6 雇用保険法第4条第1項の被保険者又は健康保険法その他の医療保険に関する法律の被扶養者ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7 法人税法第2条第5号に規定する公共法人ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は店舗型性風俗特殊営業に係る接客業務受託営業を行う者ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9 宗教上の組織又は団体ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10 政治団体ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	11 市川市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者ではありません。 法人の場合には、役員にもこれらの者はいません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	12 破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた者ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	13 令和5年4月分から同年6月分までの電気料金及びガス料金を対象とする本支援金を今まで一度も受けたことがありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	14 本支援金の審査に当たり、必要な調査及び追加資料の提出に同意します。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15 申請書等の不備による補正を求められたにも関わらず、令和6年5月31日までに申請者の責に帰すべき事由で給付ができない場合には、市長は当該申請が取り下げられたものとみなすことについて、同意します。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	16 本支援金の審査に当たり、上記に係る事項を証明すべき事実を市長が公簿等により確認することについて、同意します。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	17 給付要件に該当しない事実が判明した場合は、給付決定の取り消し及び支援金の返還に応じます。

上記事項に誓約・同意いたします。

誓約した内容と事実が相違する場合は、本支援金が受けられないことになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が全責任を負うものとします。

2023年 12月 20日

（あて先）市川市長

（申請者）所在地（事業所）市川市八幡1-1-1

名称（屋号）株式会社市川市役所

代表者職・氏名 代表取締役 市川 太郎

押印は不要です

⑨よくある質問（Q&A）

Q1 電気・ガス料金の領収証が無い場合は何を提出すればよいですか？

A1 電力会社又はガス会社に支払証明書の発行を依頼し、それを領収書の代わりとして提出してください。

Q2 市内外に複数の事業所や部門がある場合、申請はどのように行いますか？

A2 本支援金の申請は、法人又は個人事業主単位で行っていただきます。そのため、市内に複数の事業所をもつ事業者については、対象期間における各事業所の電気・ガス料金支払額を合算した額（＝事業者全体で支払った電気・ガス料金）を基準として、支援金の給付額を算定します。

Q3 市川市の「介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金」の給付対象となっていますが、申請を行っていません。本支援金を受給できますか？

A3 申請・受給の有無に関わらず、事業者電気・ガス料金高騰対策支援金は受給できません。

Q4 中小企業以外でも対象となりますか？

A4 中小企業基本法に基づかない法人格を持つ法人等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、組合等）の場合も本手引き1ページの表を準用し、各業種ごとに規定される規模以下の場合が対象となります。

Q5 「主たる事業所」はどのように判断しますか？

A5 原則、提出された確定申告書類に記載されている事業地で判断します。

- 個人事業主
青色申告者：青色申告決算書1枚目の事業所所在地
白色申告者：収支内訳書1枚目の事業所所在地
- 法人
法人税確定申告書別表1の納税地もしくは履歴事項全部証明書の本店所在地

Q6 被雇用者又は社会保険（健康保険）の被扶養者ですが、交付対象になりますか？

A6 本業として事業活動を行っている事業者が交付対象となるため、サラリーマン等の被雇用者は対象外となります。また、社会保険（健康保険）の被扶養者も、他のご家族等の収入で生計を立てていると考えられるため、対象外となります。

⑨よくある質問（Q&A）

Q7 個人事業主ですが、自宅の電気・ガス料金は対象となりますか？

A7 本支援金は、事業に用いる電気及びガスの使用料金の一部を補助するものです。そのため、日常生活で用いられる電気・ガス料金は本支援金の対象となりません。

Q8 確定申告書に収受日印がないのですがどうすればよいですか？

A8 確定申告書第一表の控えに収受日印が押印されていない場合、提出する確定申告書類の年分の「納税証明書（その2 所得金額用）（事業所得金額の記載のあるもの）」を提出してください。また、e-TAXを通じて申告を行っている場合、「受信通知メールの控え」を添付してください。（ただし、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、受信通知メールは不要です。）

Q9 令和5年4月～5月分と令和5年6月分に分けて申請できますか？

A9 令和5年4月～令和5年6月分の電気・ガス料金の支払額に対応する申請は1回のみ申請となりますので、まとめて申請してください。

Q10 支援金の用途制限はありますか？

A10 用途については、特に制限はありません。事業継続のために幅広くご活用ください。

Q11 郵送申請を検討していますが、申請書はどこで入手できますか？

A11 市公式Webサイトに申請書等を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。また、下記の窓口において申請書を配布しております。

配架場所	
北部	大柏出張所（南大野2-3-19）
中部	第1庁舎（八幡1-1-1）3階 経済産業課
	市川駅行政サービスセンター （市川南1-1-1 ザ タワーズイースト3階）
	市川商工会議所（南八幡2-21-1）
南部	行徳支所（末広1-1-31）2階 企画調整課
	南行徳市民センター（南行徳1-21-1）

Q12 申請書の書き方が分からないので、教えていただけますか？

A12 事務局で対応しますので、03-6628-5147へご連絡ください。土日祝日及び年末年始を除く、平日9:00～17:00が電話受付時間となります。

問い合わせ先

市川市事業者電気・ガス料金高騰対策支援金事務局	
TEL	03-6628-5147
メールアドレス	ichikawa-dg-hr@athuman.com
郵送物宛先	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-12-24 東建・長井ビル2階 市川市事業者電気・ガス料金高騰対策支援金事務局

宛名ラベル



〒150-0002
東京都渋谷区渋谷2-12-24 東建・長井ビル2階
市川市事業者電気・ガス料金高騰対策支援金事務局 行